

多目的屋内施設を核としたまちづくり基本計画策定委託業務
業者選定評価要領

1 評価委員会

評価委員会の委員は、以下のとおり組織する。

役 職	名 前	所 属
委員長	駒木 伸比古	(学) 愛知大学
副委員長	杉木 直	(大) 豊橋技術科学大学
委員	村田 安朗	(公財) 豊橋市体育協会
委員	大林 利光	豊橋市文化・スポーツ部
委員	加藤 修一	豊橋市都市計画部

2 事務の所管

「スポーツのまち」づくり課に事務局を置き、事務局が当該評価に係る事務を行う。

3 評価及び候補者の特定

(1) 手順

各提案について、別紙「多目的屋内施設を核としたまちづくり基本計画策定委託業務評価基準」(以下「評価基準」という。)に基づき、以下の手順に沿って評価し、候補者を特定する。

ア (第一次評価) 評価委員は、提案書を通して書面審査を行い、第二次評価対象者を5者程度に絞り込む。

なお、提案者が5者を超えない場合は、第一次評価を実施しない。

イ (第二次評価) 評価委員は、提案者によるプレゼンテーションを通して提案書等を評価する。

【配点】

評価要素	配点
提案書評価点	95点
価格評価点	5点
合計	100点

ウ 事務局は、各提案者の合計得点を算出する。

エ 評価委員会は、事務局で算出した得点を決定し、合計得点の最も高い提案者を候補者として特定する。ただし、各委員の合算した評価点が同点だった場合は、審査項目のテーマ

2において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する(第一次評価を実施した場合も同様とする。)

なお、第1位の候補者と契約の合意が取れない場合は、第2位の提案者を繰り上げて随意契約の候補者とし、以下同様とする。

(2) その他

ア 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、評価の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として特定しない。

イ 評価委員会各委員の持ち点(100点)を合算した値(満点)の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

ウ 評価完了後、提案者の提出書類及び評価基準など、本評価に関わる一切の書類を事務局で回収する。

4 結果の通知

事務局は、全ての提案者に対して、評価完了後速やかに結果を書面で通知するものとする。